平成30年度決算を審査

一般会計および６特別会計決算を認定

９月定例会では、市長から平成30年度の一般会計および６特別会計決算の認定議案が提出されました。

決算特別委員会の設置

議会は、９月17日の本会議において、各会派から選出された委員10名（委員名簿参照）からなる平成30年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会（以下「決算特別委員会」という）を設置し、これらの審査を付託しました。

決算特別委員会における審査

決算特別委員会では、９月25日、26日、30日、10月１日、２日の５日間にわたり、予算審査における議会の指摘事項の反映状況や、後期実施計画の諸施策の進捗状況などを中心に、予算の適正な執行と、その行政効果について、担当部課への質疑を行いました。

さらに、「市民への情報伝達について」「子ども・子育て支援事業について」「発達支援事業について」「ごみ処理体制について」「青少年会館管理運営事業について」は重要課題として市長に出席を求め、その見解をただしました。

審査後、採決を行い、一般会計決算および介護保険事業特別会計決算は多数の賛成により認定、下水道事業特別会計、大船駅東口市街地再開発事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計および後期高齢者医療事業特別会計決算は総員の賛成により認定しました。

本会議における委員長からの審査結果報告、討論・採決

10月４日の本会議において、委員長から審査経過および結果が報告され、その中で一般会計決算議案に対しては、決算特別委員会で全会一致となった次の３つの意見が付されました。

○市民への情報発信について

公共施設再編計画の進行管理については、計画の市民への周知に課題があると考えられ、また同計画に位置付けられている施設は、市民生活に密接していることから、計画の実施に当たっては、その利用者や地元住民の混乱を招かないよう、丁寧な説明を求める。

○児童虐待防止の取り組みについて

児童虐待を未然に防止し、児童の生命と安全を確保するためには、関係機関との連携をさらに強化するとともに、一つ一つの事例を過小評価することなく、事案の終結が明確になるような対応を求める。また、担当職員に過重な負担がかからないように働く環境を整え、チームとして未然防止対策に取り組むことを求める。

○ごみ処理体制について

市長は平成30年度末に、新焼却施設を整備しないといった、将来のごみ処理体制についての方針を表明したものの、二市一町での広域連携によるごみ処理計画も、技術的に裏付けされたごみ処理方策も不透明な中、将来的にはごみの焼却を行わないことだけが先行している方針では、安定したごみ処理ができる確証は持てず、市民生活の不安を払拭できないと思われる。よって、今後のごみ処理体制については、いまだ課題は残るが、市は将来にわたる安定したごみ処理体制を構築することを求める。

その後、７会派および１名の無所属議員から討論として決算議案に対する賛否の意見が表明され、引き続き採決を行った結果、一般会計決算、公共用地先行取得事業特別会計、介護保険事業特別会計および後期高齢者医療事業特別会計決算を多数の賛成により認定、下水道事業特別会計、大船駅東口市街地再開発事業特別会計および国民健康保険事業特別会計決算を総員の賛成により認定しました。

決算特別委員会委員名簿（議席順）

委員長	志田　一宏（自由民主党鎌倉市議会議員団）
副委員長	中村聡一郎（鎌倉のヴィジョンを考える会）
委員	武野　裕子（日本共産党鎌倉市議会議員団）
	安立　奈穂（神奈川ネットワーク運動・鎌倉）
	河村　琢磨（鎌倉のヴィジョンを考える会）
	日向　慎吾（鎌倉夢プロジェクトの会）
	大石　和久（公明党鎌倉市議会議員団）
	納所　輝次（公明党鎌倉市議会議員団）
	山田　直人（鎌倉みらい）
	伊藤　倫邦（自由民主党鎌倉市議会議員団）

決算特別委員会委員

請願・陳情の議決結果

９月定例会では２件の請願、10件の陳情が提出され、各常任委員会に付託し審査を行いました。その結果、請願１件および陳情２件を採択し、陳情１件を不採択としたほか、請願１件および陳情３件を継続審査とし、陳情４件を議決不要としました。

結論が出た請願および陳情の要旨と結果は次のとおりです。

【採択した請願および陳情】

◇日米地位協定の見直しを国に求める意見書の提出についての請願書

請願の要旨

政府において、公正・良好な日米関係を維持するとともに、全国知事会の提言に基づき、日米地位協定の抜本的改定を行うよう、国に対し意見書の提出を求めるものです。

委員会および本会議の結果　委員会、本会議ともに多数の賛成により採択しました。

◇医療費助成制度継続についての陳情

陳情の要旨

令和２年度の予算策定に際し、重度障害者医療費助成制度について、障害児者が負担なく医療を受けられるよう求めるものです。

委員会および本会議の結果　委員会、本会議ともに総員の賛成により採択しました。

◇玉縄青少年会館の閉館についての陳情

陳情の要旨

玉縄青少年会館は、青少年、利用団体、近隣住民の重要な施設であることから閉館せず、必要な耐震補強を行い、今後も使用できるよう対処することを求めるものです。

委員会および本会議の結果　委員会、本会議ともに多数の賛成により採択しました。

【不採択とした陳情】

◇小学校の規模に比例した学区内の保育園・子供園の設置をもとめる陳情

常任委員会

審査の一部を紹介します

観光厚生常任委員会

９月19日開催　審査した内容（議案２件、陳情４件、報告事項等６件）

報告事項　（仮称）山崎地区屋内温水プール施設整備事業の契約期間の終了時における手続き等について

こもれび山崎温水プールは、現在の事業者との契約期間が、令和２年１月31日で満了を迎えるに当たり、契約期間終了時の手続き等について協議を行うとともに、その後の同プールの維持管理・運営方法について検討してきたとのことです。現在の事業者において継続して事業を行うには、10年間で約４億3000万円を市が負担する必要があること、また、利用者から徴収する一般利用料金を20％以上値上げすることが条件であったため、市の負担の軽減および利用料金の据え置きは必要であると考え、事業手法そのものの見直しを行うことにしたとのことです。

今後、事業者の選定に当たっては公募型プロポーザル方式により行い、10月を目途に事業者を選定していくスケジュールであるとのことです。同プールは年間約24万人の方々にご利用いただいていることから、引き続き、市民のスポーツ振興と健康づくりの場として、優良なサービスが提供できるよう努めていくとのことです。

委員会では、報告事項について了承されました。

総務常任委員会

９月24日開催　審査した内容（議案４件、請願・陳情３件、報告事項６件）

報告事項　防災対策の取組状況について

市が実施している防災対策について、材木座地区の避難誘導標識の設置に向け調整を進めているほか、災害時の初動対応のため、避難所への職員配置数を増員したことなどについて報告があり、併せて９月９日に鎌倉市に接近した台風15号への対応状況について報告がありました。台風15号の襲来により、市内で最大１万1200軒の停電が発生したほか、建物被害、崖崩れ、多くの倒木が報告されているものの、人的被害はありませんでした。市では、停電が解消されるまでの間、冷房を利用できる休憩所の提供や、飲料水の配布などを行いました。今後、今回の台風で明らかとなった課題を検証し、防災対策に反映させていくとのことです。

委員会では、樹木管理の状況、市内各地域の被害状況を収集するための連絡体制について、停電時の市民への情報伝達の在り方についてといった観点から質疑が行われた後、報告事項について了承されました。

建設常任委員会

９月20日開催　審査した内容（議案４件、陳情３件、報告事項５件）

報告事項　国道134号稲村ガ崎三丁目付近の歩道沈下後の状況について

８月13日午前４時ごろ、国道134号の稲村ガ崎三丁目付近の道路擁壁が高波により破損し、歩道が沈下したことを受け、県は海側の歩道の一部区間を通行止めとし、車道の区間を片側交互通行としました。その後、県による応急工事が完了したことを受け、９月６日午後６時に車道の片側交互通行規制を解除しましたが、海側歩道の通行規制は引き続き行われているとのことです。今後、必要な調査・設計を行い、復旧工事等を実施する予定であるものの、歩道部分には、市の下水道幹線管きょが埋設されているため、今後、台風等の襲来による下水道管きょへの被害が及ばぬよう、県と調整を図り、防護工事を行っていくとのことです。

委員会では、報告事項について了承されました。

沈下した歩道の状況

教育こどもみらい常任委員会

９月18日開催　審査した内容（議案６件、陳情２件、報告事項７件）

議案第40号　鎌倉市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例は、鎌倉市児童発達支援センターあおぞら園において、民間活力を生かし、新たに障害児相談支援事業を行うなど、機能の充実を図るとともに、発達支援体制の充実を図ることを目的として、その管理運営に当たり指定管理者制度を導入するため、必要な事項を定める条例です。

本改正条例は、平成31年２月定例会において否決されましたが、その審査の際に各委員から指摘があった課題の整理、対応策の検討を行い、指定管理者制度導入後の市の障害児支援の方向性を明確にした上で、本定例会において再提案されました。

委員会では、指定管理者制度の導入後も、サービスの質の向上を達成し得る管理の在り方を追求すべきであることや、必要な職員を確保し、障害児の専門的支援や相談体制の拡充を図ることを求めるという意見が出され、採決の結果、多数の賛成により可決しました。